
第 1 章

基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

1 基本理念

(1) 女性問題は人権問題

日本国憲法第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とあり、また第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

そのため、女性問題は女性が“女性である”ことを理由に、一定の歴史的、社会的諸条件のもとで、政治的、経済的、社会的、文化的に人間としての諸権利を制限されている状態や、さまざまな不利益や女性差別をどう解決するかという人権問題といえます。

1995年（平成7年）北京で開かれた第4回世界女性会議（※）でも、1993年（平成5年）の世界人権会議での「ウィーン宣言及び行動計画」（※）で明記された「女性の権利は人権である」ことがあらためて確認されるとともに、第4回世界女性会議の「行動綱領」の最も重要な視点は女性の人権の確立であり、女性の人権こそ今後もっとも重く受け止めなければならない課題とされました。

※ 第4回世界女性会議は1995年北京で開催されました。世界女性会議は、国連が男女平等と女性の社会参加の実現をめざし性差別をなくすため、1975年メキシコシティで第1回世界婦人会議を開催、第2回世界婦人会議は1980年にコペンハーゲンで開催、第3回世界婦人会議は1985年ナイロビにて開催、第5回世界女性会議は2000年に開催される予定です。

※ ウィーン宣言及び行動計画とは、1993年に開かれた国連主催の「世界人権会議」で採択された「宣言と計画」のことです。女性及び少女の人権は普遍的人権の不可侵、不可欠、不可分な一部であるという基本原則が確認されました。
また、紛争下の女性への人権宣言など、女性への暴力についての対応が盛り込まれました。

(2) 「女性差別撤廃条約」の理念

国連の「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という）では、女性に対する差別とは、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているか否かを問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と定義しています。

条約は全部で30条からなり、その前文では基本理念として

- ◎ 国の完全な発展、世界の福祉および理想とする平和は、あらゆる分野において女性が男性と平等な条件で最大限に参加することを必要としていること
- ◎ 家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女性の大きな貢献、母性の社会的重要性ならびに家庭及び子の養育における両親の役割に留意すること
- ◎ 出産における女性の役割が差別の根拠になるべきではないこと
- ◎ 子の養育には男女及び社会全体がともに責任を負うべきこと
- ◎ 社会及び家庭における男性の伝統的役割を女性の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なこと

を掲げています。

戦後、多くの国々で法の下での平等が達成されたにもかかわらず、男女が実質的に平等にならなかった現実を踏まえ、各国に事実上の男女平等を実現するために、機会の平等（形式的平等）のみにとどまらず、結果の平等（実質的平等）まで求めています。

この条約は、その後の女性の地位向上の運動を飛躍的に発展させた条約となり、締約国は1996年（平成8年）6月現在、151カ国を数えています。

(3) 富田林市女性行動計画の基本理念

富田林市女性行動計画は、「日本国憲法」、「女性差別撤廃条約」、第4回世界女性会議の「行動綱領」、富田林市女性問題懇談会の「女性政策の推進をめざす提言書」をふまえ、女性の人権の確立と性差別の撤廃を基本的な理念とします。

第4回世界女性会議を大きなステップとして、あらゆる国で女性にかかわる問題を解決するための行動がさらに進展しつつあり、富田林市の女性行動計画の策定も、このような世界の動きと連動しています。その意味で、女性差別撤廃に向けた世界の動向を積極的に市民に伝えるとともに、「行動綱領」を施策に反映させることが求められます。

さらに、総合的な女性施策を推進するために欠かすことのできないこととして、市民とともに平和に対する取り組みも求められています。

2 基本目標

(1) 性別役割分業意識の解消

人を性別によって「男の役割、女の役割」と役割を固定化する性別役割分業(※)の考え方は、個人の努力や適性、意思を無視し、人格の形成を妨げるという弊害をもたらします。個人の適性や希望よりも、生まれた性によって生き方が決まってしまう状況は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会ではありません。

そのために、固定的な「男らしさ、女らしさ」にこだわらず、男性も女性も自分らしい生き方ができるさまざまな選択肢が必要となっています。

「女性差別撤廃条約」第5条aでは、「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」と性別役割分業の克服、変革を謳っています。

教育が個人の人間形成に深くかかわっていることから、これまでの長い歴史のなかで形成されてきた男女の固定的な性別役割分業意識の解消を図るため、教育や啓発を積極的に行うことが大切です。

※ 性別役割分業とは、「男は仕事、女は家庭」というように、性別で役割を分担することです。性差別をなくしていくためには、このように社会に根強く残っている男女に対する固定的な役割意識をなくしていくことが重要です。性別分業の結果として、家庭にいる女性の多くは「経済的自立」ができにくく、仕事を中心としている男性の多くは「生活的自立」ができていないと指摘されています。

(2) 女性の社会参画の促進

女性の「エンパワーメント」(※)は、第4回世界女性会議でのキーワードの1つであり、21世紀に向けて女性自らがエンパワー（力をつけ、自立できる能力を開発していくこと）することで、女性の社会参画、特に政策決定の場への参画を進めることが重要とされています。

わが国は、先進国のなかでも特に女性の社会参画が遅れており、例えば国の政策方針決定の場である国会での女性議員の比率は、衆議院議員で2.7%と1994年（平成6年）6月30日現在、世界176カ国中149位にすぎず、また、富田林市においても、女性議員の比率は12.5%となっており、今後、女性施策の推進のためにも向上が望まれます。

さらに、自治会、PTA、老人クラブその他各種団体の役員として参画していけるような条件整備や啓発・育成などが重要です。

男女共同参画社会を実現するには、女性が社会へ積極的に参画していくことが必要です。

※ エンパワーメント (Empowerment)とは、1995年9月北京で開催された第4回世界女性会議のキーワードの1つで、「力をつける」という意味です。

国連女性開発基金代表ノイリーン・ヘイザさんは「女性のエンパワーメント」とは、①自分自身の価値を認める意識、②選択を決める権利、③家庭の内外での自分自身の生活をコントロールする能力、④社会変革の方向に影響を与え、国内・国際的に公正な社会経済秩序を創造する能力、と定義しています。

(3) 福祉社会づくりと国際平和

社会の潮流が、人間らしさを大切に生活重視する方向へと変化してきている現在、福祉に対するさまざまなニーズが強まり、社会保障制度に対する考え方も変化しつつあります。こうしたなかで、女性だけが育児・家事・介護といった役割を担うのではなく、社会化する必要があると考えられてきています。そのため、高齢者や障害者を含むあらゆる人々が、地域で自立して生活できるまちづくりが必要となっています。

また、女性の妊娠・出産にかかわる機能が社会的に重要といわれながら差別の根拠となってきました。一方、女性が担わされてきた「家庭」における役割のなかで、女性の健康が軽視されてきました。そのため、母性の保護や生涯のあらゆる時期での健康の保持増進が求められています。

さらに、豊かな福祉社会は、真の平和をめざす社会といえます。

女性問題は、国際的な友好の輪の広がりや世界の平和に大きく関わりを持っています。国連の女性の地位委員会が、第二次世界大戦直後、不戦の誓いとともにより女性の地位向上の活動に着手したのは、「平和なくして男女平等なし」「男女平等なくして平和なし」との悲願があったからにはほかなりません。そのため、女性が国際的視野を身につけ、お互いの連帯を深めることができるような施策が必要となっています。また、「非核平和都市宣言」(※)に基づき、市民とともに平和への取り組みを進める必要があります。

※ 1984年(昭和59年)12月26日、富田林市は日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承させていくとして「非核平和都市宣言」を行いました。以下が全文です。

真の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。しかしながら、近年世界において軍備の拡張は依然として続けられ、人類を滅亡させる核戦争の危機に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界で唯一の核被爆国として、全世界から永久に核兵器を追放するために全力を注ぎ、再びその惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わが富田林市においても日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承させていくことが、地方自治の基本条件の一つである。これなくしては、緑と太陽にめぐまれた美しい自然を市民の生活基盤として保全した環境水準の高い教育文化都市づくりは望めない。

よって、富田林市は市民総意のもと、政府に対し国是である非核三原則(作らず・持たず・持ち込ませず)の厳守を求める。また、富田林市はあらゆる国のあらゆる核兵器の日本への搬入、通過、滞留および核兵器積載の疑いのある部隊の通過、滞留を拒否し、全世界に核兵器の廃絶を強く訴え、ここに「非核平和都市」を宣言する。

以上決議する。

富田林市議会